

# 特別立法指定地域

## 離島振興法

昭和28年7月22日施行、  
昭和28年度～平成35年度までの時限立法  
(平成25年4月改正)

### 【目的】

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、その離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的としています。

【指定地域】(2市村)  
佐渡市、粟島浦村



## 過疎地域自立促進特別措置法

平成12年4月1日施行、  
平成12年度～平成33年度までの時限立法  
(平成24年6月改正)

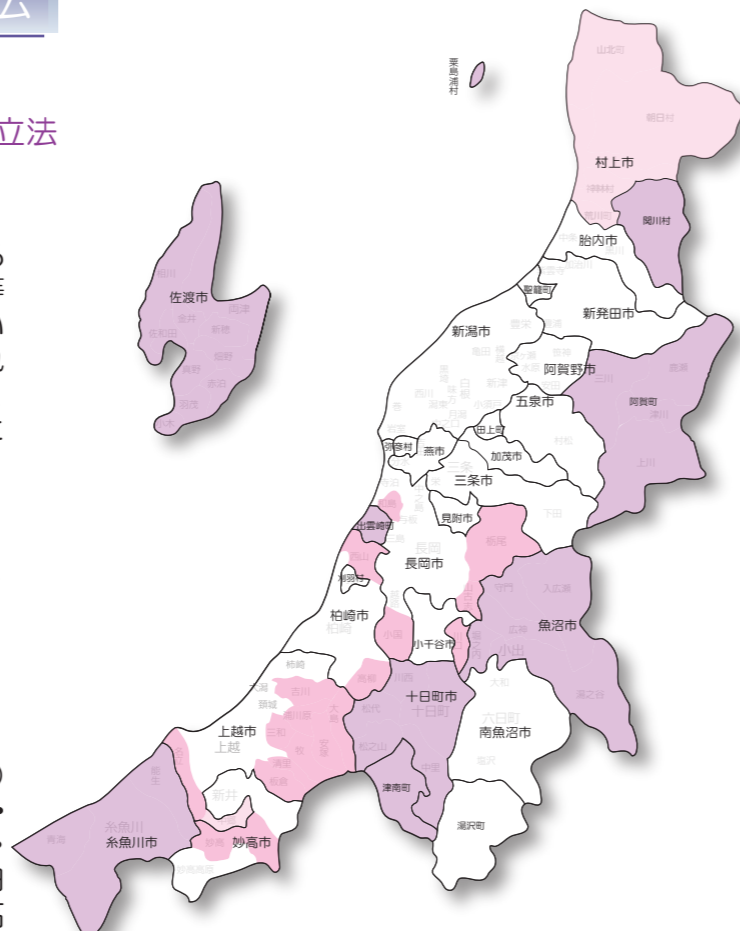
### 【目的】

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的としています。

【過疎地域市町村】(9市町村)  
十日町市、糸魚川市、佐渡市、魚沼市、阿賀町、出雲崎町、津南町、関川村、粟島浦村

【過疎地域とみなされる市町村】(1市)  
村上市

【過疎地域と見なされる区域】(4市、17区域)  
長岡市のうち旧山古志村・旧小国町・旧和島村・旧栃尾市・旧川口町、上越市のうち旧安塚町・旧蒲川原村・旧大島村・旧牧村・旧吉川町・旧板倉町・旧清里村・旧三和村・旧名立町、妙高市のうち旧妙高村、柏崎市のうち旧高柳町・旧西山町



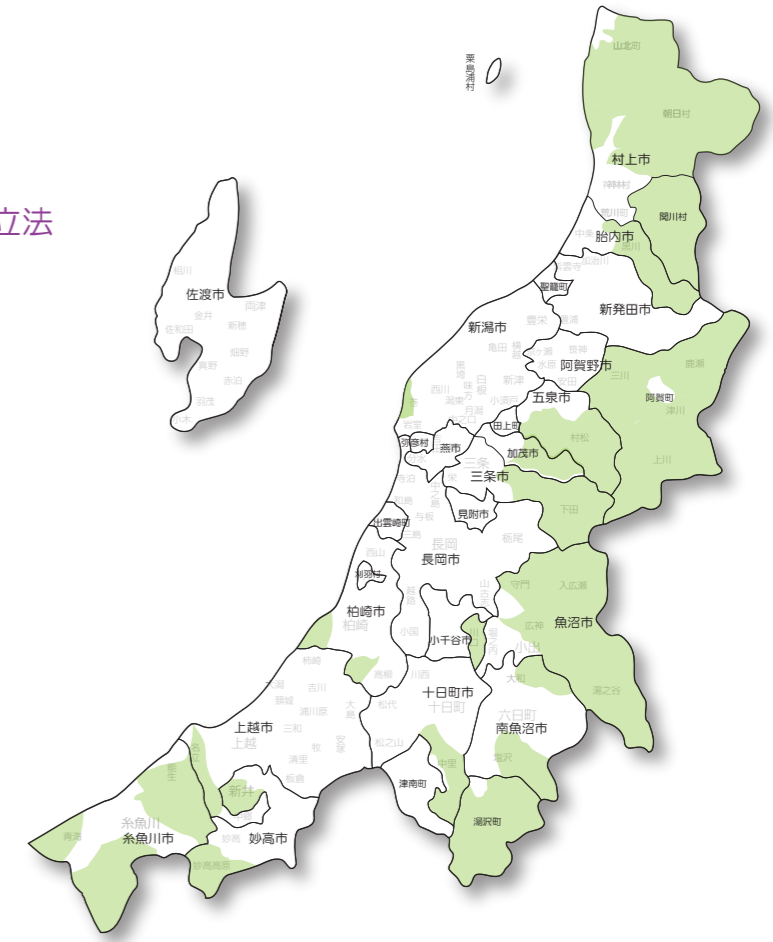
## 山村振興法

昭和40年5月11日施行、  
昭和40年度～平成37年度までの時限立法  
(平成27年3月改正)

### 【目的】

山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関して必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正に寄与することを目的としています。

【指定地域】(17市町村)  
村上市、関川村、胎内市、五泉市、阿賀町、新潟市、加茂市、三条市、魚沼市、十日町市、湯沢町、南魚沼市、柏崎市、妙高市、糸魚川市、上越市、長岡市



## 豪雪地帯対策等特別措置法

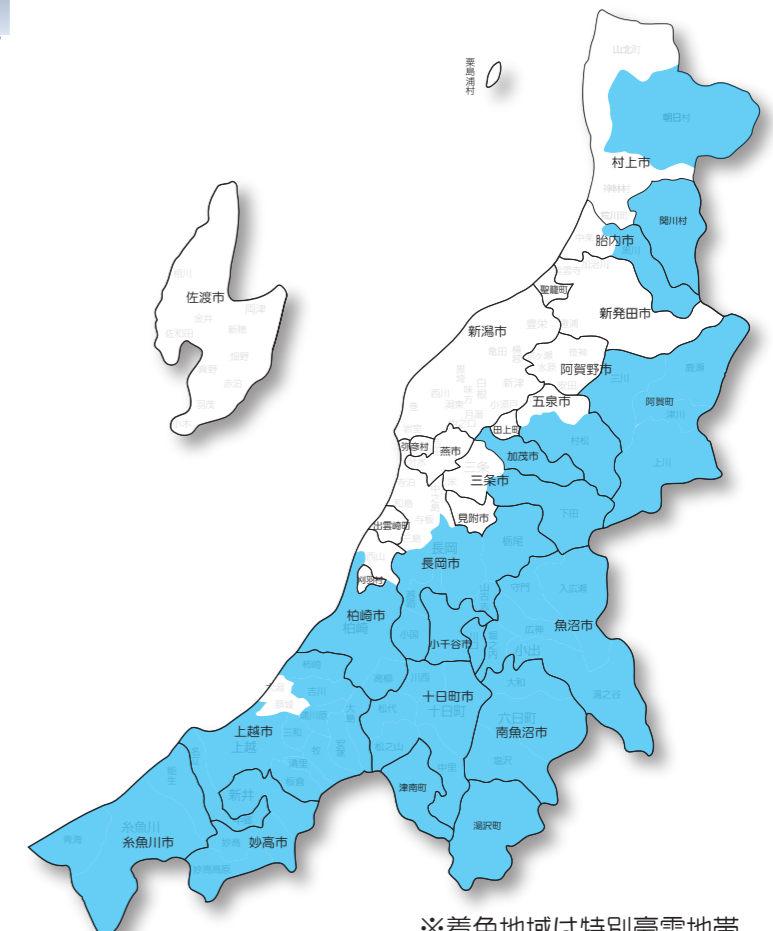
(昭和37年4月5日施行)

### 【目的】

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的としています。

【特別豪雪地帯市町村】(18市町村)  
村上市、関川村、胎内市、阿賀町、五泉市、加茂市、三条市、長岡市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、小千谷市、十日町市、津南町、柏崎市、上越市、妙高市、糸魚川市

【豪雪地帯市町村】  
県内すべての市町村



※着色地域は特別豪雪地帯  
(県内はすべて豪雪地帯)